

43

地域活性化伝道師派遣制度

URL

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html>

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村 団体等	ソフト		2月末～4月末 5月～8月中旬		0.7 (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 330名 <分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農商工連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
121人	21人	81人	11人	55人	121人	27人	131人

○令和4年度実績：地域活性化伝道師5名を全国6地域に派遣

○活用方法

- 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組に適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

44	外部専門家（地域力創造アドバイザー） 招へい事業	URL	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税 措置	/	/	/	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5533	

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(586名)、先進自治体で活躍している職員(30名(2組織を含む)) (令和6年4月1日現在 計616名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村： ①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

45	地域おこし協力隊	URL	HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html	  HP 事例等	
			事例等	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kyoryokutai_r04.html		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			248	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る取組**。

○**実施主体**：地方公共団体

○**活動期間**：概ね**1年以上3年以下**

○**予算**：**2.5億円 (R6)**

○**地方財政措置**：〈特別交付税措置：R6〉

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、**JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組 (200万円/団体を上限)**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費 (100万円/団体を上限)**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置



隊員数、取組自治体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人	7,200人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体	1,116団体	1,164団体

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの(いずれも特別交付税算定ベース)。
 ※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数を含む。

隊員数の特徴

・隊員の**約4割は女性** 隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後の隊員の動向 (R5.3末調査時点)

- ・令和5年3月31日までに任期終了した隊員の
累計は **11,123人**
- ・任期終了後、**およそ65%が同じ地域に定住**
(うち、約4割が起業、約4割が就業、
約1割が就農・就林等)

46	地域プロジェクトマネージャー	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c- gyousei/02gyosei08_04000210.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」について、「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和5年度には、88市町村において91名の地域プロジェクトマネージャーが活躍。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと...

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実感があからない状態に

★地域プロマネ任用により...

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる!

制度概要

★人物像

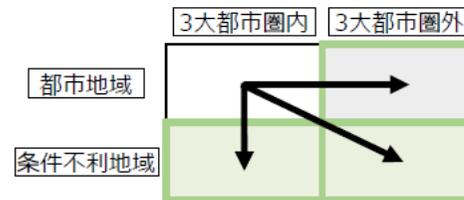
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない



47	地域活性化起業人	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html				問合せ先 総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	市町村	ソフト	特別交付税措置				



○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

- 対象者** 三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)
※三大都市圏(に本社機能を有する企業等については)派遣時に三大都市圏に勤務することを要しгүй
- 受入団体** ①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 } 1,432市町村 ※R5.4.1現在
- 活動内容(例)** 地域活性化に向けた幅広い活動に従事
○観光振興 ○デジタル人材 ○地場産品の開発・販路拡大 ○地域経済活性化 ○移住促進・交流人口の拡大 等

特別交付税措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円/人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

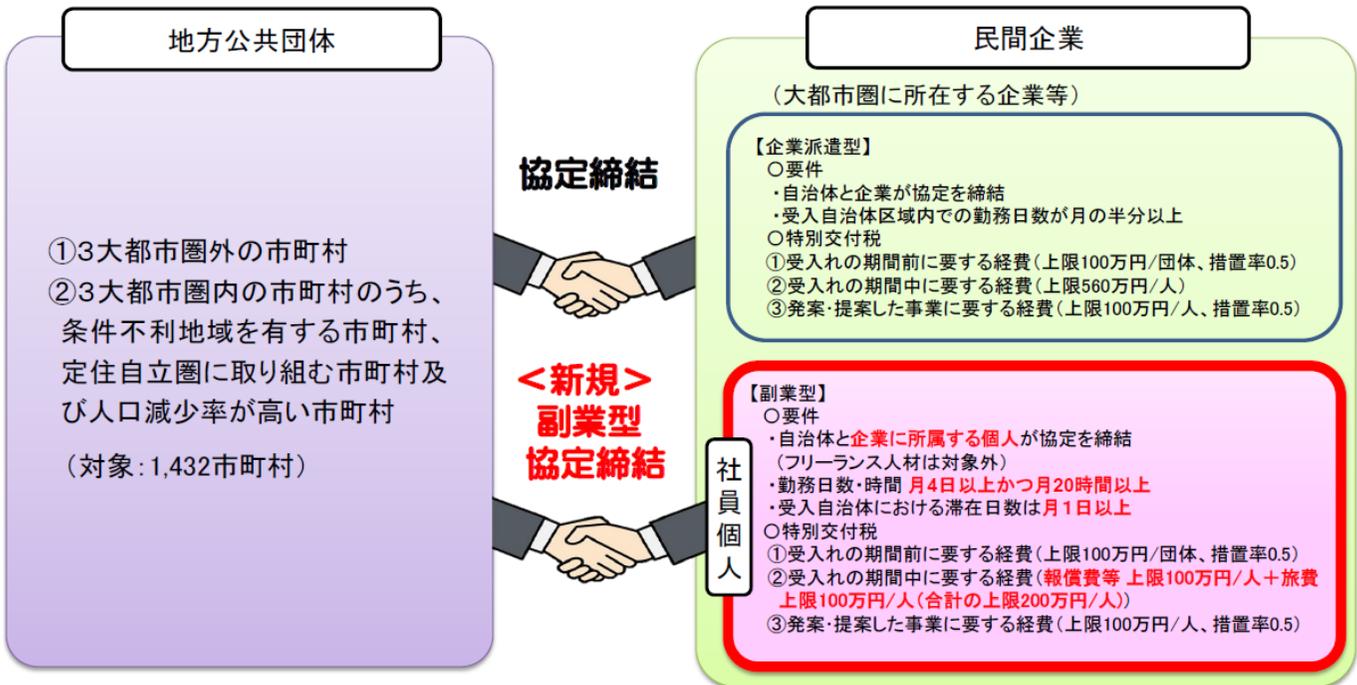
6カ月～3年

自治体

- 民間のスペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズ
- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

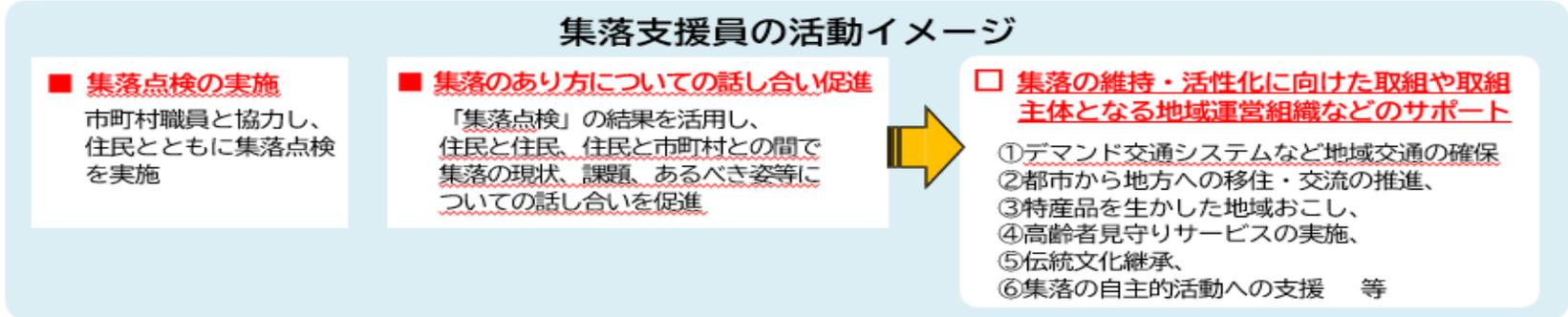
民間企業

- 社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど
- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見



48	集落支援員	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536	

○ 過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。



特別交付税措置

集落支援員を設置した地方自治体（国勢調査における人口集中地区は除く）に対して特別交付税措置を講じる。

- 対象経費
- ① 集落支援員の設置
 - ② 集落点検の実施
 - ③ 集落における話し合いの実施
 - ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策
（に要する経費）

措置額 集落支援員1人あたりの上限額
専任※ 485万円
兼任 40万円

※兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が適当たり15時間30分以上の場合を含む。

配置状況（R4年度）

専任 1,997人
兼任 3,174人
（自治会長などの兼務）

専任の「集落支援員」の属性
約4割が60代
約5割が元会社員・元公務員・元教員
約9割がそれまで暮らしていた自治体で活動

49	特定地域づくり事業協同組合制度	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html				
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	
	都道府県・市町村	ソフト	原則1/2	随時		560 (百万円) ※予算計上は内閣府	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534

事業内容 地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業を始め、地域の担い手不足に対処する必要があることから、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する。

